

療養費の支給申請について

緊急時や旅行先で保険証を持たずに診療を受けたとき、コルセットなど治療用補装具代がかかったとき等、いったん全額自己負担となりますが、申請をして審査決定されれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

| 種 類 | 申請に必要なもの | |
|--|---|--|
| <p>一般診療</p> <p>保険証の提示をしないで、診療を受けたとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬明細書（レセプト） 医療機関等で作成してもらってください。 ・ 領収書 | |
| <p>治療用補装具</p> <p>医師が治療上必要と認めて、治療用補装具を購入したとき</p> <p>（眼鏡、コンタクトレンズには、支給に上限額があります。）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 印鑑（シャチハタ不可） ・ 世帯主の口座のわかるもの ・ 個人番号のわかるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診断書及び装着証明書 ・ 領収書及び明細書 <p>《注意》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 眼鏡・コンタクトレンズの場合は、さらに検査結果が必要 ・ 靴型装具を作成した場合は、さらにその現物の写真が必要 | |
| <p>はり・灸・マッサージ</p> <p>医師が必要と認めて同意した、施術を受けたとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の同意書 ・ 領収書 | |
| <p>海外療養費</p> <p>海外滞在中に医療機関にかかったとき</p> <p>（治療目的での渡航は、対象外です。）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療内容の明細書と領収明細書 （外国語の場合は、日本語訳を添付） ・ 領収書 ・ パスポート | |